

東アジアの貿易における FTA 利用状況 ～利用できる品目が限られる AJCEP による輸出～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財)国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・ACFTA/AFTA と日本の EPA を比較すると、ACFTA/AFTA の方が FTA を利用できる品目（通常の MFN 税率が FTA 税率を上回り関税削減メリットが発生する品目）の割合が高かった。これは日本の EPA においては、MFN 税率と FTA 税率がともに 0% のように同じ割合のケースが多く、FTA 利用のメリットが生じない品目の割合が高いためである。
- ・カンボジアが日本から輸入する時に AJCEP（日本 ASEAN 包括的経済連携）を利用できる品目の割合はたったの 1 割にすぎず、多くは利用できない品目で占められている。AJCEP を利用できない品目の内訳を見ると、MFN 税率と FTA 税率が共に同じ税率である品目数の割合は 7 割を超えるし、FTA 税率が MFN 税率を上回る逆転現象を起こしている品目数の割合は 19% であった。これは、日本からカンボジアへの輸出が進展しない要因につながっているため、改善が必要である。
- ・関税率の逆転現象のため、タイの中国からの輸入で FTA を利用できない品目数の割合は 7.7%、タイの日本からの輸入では 4.2% であった。そして、中国・カンボジアの ASEAN からの輸入、インドネシアの日本からの輸入、ミャンマーの中国からの輸入、のケースでは 1% 以下であった。

- ・日本のタイからの輸入でも、インドネシアからの輸入でも、FTA の利用率 (FTA を利用した輸入額÷FTA を利用できる品目の輸入額) は9 割前後と非常に高い。つまり、この両国からの日本の輸入においては、FTA の利用がかなり進んでいる。しかし、タイの日本からの輸入 (日本のタイへの輸出) においては、同様な定義による FTA の利用率は4 割であり、まだまだ FTA を利用できる余地がある。

はじめに

本稿の狙いは、TPP や RCEP (東アジア地域包括的経済連携) などのメガ FTA の動きが進む中、日本企業のグローバル戦略としての FTA 活用に資するため、そもそも FTA を利用できる品目の数と割合はどれくらいなのかを明らかにすることにある。

そのためには、まず FTA の利用率とは何かということをあらためて考え、ミャンマー・カンボジアを含む ASEAN 中国 FTA (ACFTA) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 及び日本の EPA/GSP (一般特惠関税制度) において、実際にどのくらいの品目で FTA を利用できるのかを試算した。同時に、FTA 活用のメリットがない品目の割合はどのくらいなのかを EPA/FTA 別に求めた。

1. FTA の利用率とは何か

通常、我々が FTA を話題にするときは、FTA を活用するということはどういうことなのか、活用するためにはどのような条件を満たさなければならないのか、実際の FTA の利用されている割合はどれくらいなのか、などのようなことを取り上げる。

まず FTA を活用するということはどういうことなのかということであるが、FTA を利用することにより、輸入を行う際に支払う関税額を削減することができる。そして、関税の削減は全体のコストの削減につながることになる。つまり、FTA を利用することにより、FTA を利用しない場合の関税支払額 (MFN 税額) から FTA を利用した時の関税支払額 (FTA 税額) を差し引いた分だけ、

関税を削減することが出来る。

また、FTA を活用するためには、輸入国の税関に輸出国の製品が実質的に輸出国で生産されたものであることを証明する必要がある。輸出国が製品の原産国であることを証明する原産地証明書は、幾つかの方法でもって入手しなければならない。原産地証明書の入手(作成)方法には、輸出国の商工会議所等が認定する第三者証明制度があるし、輸出企業が自ら作成する自己証明制度などがある。

実際のFTAの利用率であるが、これを正確に把握することは非常に難しい。一般的には、企業にアンケートを行い、輸出や輸入においてその企業がFTAを活用しているかどうかを質問し、その結果をまとめてFTAの利用率を求めている。このアンケートでは貿易を行っている企業も行っていない企業も対象になるので、生のアンケート結果では、FTAの利用率は低めに出ることになる。

そこで、輸出入を行っている企業を分母にし、その母集団の中でFTAを活用している企業を分子にして、FTAの利用率を求めている。この場

合のFTA利用率は、輸出入を行っている企業におけるFTAの利用率であるので、全ての企業を対象にした結果よりも高めに出ることになる。

FTAの利用率に関しては、マレーシア、タイ、ベトナムは、FTAを利用した輸出(入)額を公表しており、それを輸出(入)総額で割ることにより、FTAの利用率を計算することができる。また、米国の国際貿易委員会(ITC)は輸入におけるFTA利用率を提供しているし、日本の財務省は2015年5月、輸入でのFTA利用額を公表した。これによると、日本の輸入におけるFTAの利用率は、2012年から2014年にかけて概ね上昇傾向にある。

これらの国のFTAの利用率を求める場合、FTAを利用した輸出(入)額は原産地証明書を利用した品目の輸出(入)額ということである。これらの国のFTAの利用率は、アンケート結果よりも実際の輸出(入)でFTAを活用した全てのケースが含まれているので、対象範囲が広い分だけ情報の漏れが少なくなる。

ただし、これらの国のFTA利用率も、実際に輸出(入)を行っている

企業を対象にしていることは、アンケートによる利用率と変わりはない。もしも、FTA の利用率を、輸出入を行っていない企業を含めた割合と考えるならば、これらの国の FTA 利用率もその要求を満たしている割合ではない。

また、これらの国の FTA 利用率は、輸出の場合、一般的には当該国の輸出総額を分母にして計算しているが、より正確な FTA 利用率を計算するためには、分母は FTA を利用できる品目の輸出額の合計でなければならない。この場合の、FTA を利用できる品目とは、MFN 税率と FTA 税率との差である関税率差がある品目である。なぜならば、関税率差がないと、FTA を活用しても関税削減額が 0 になってしまうため、FTA のメリットを享受できないためだ。

この関税率差のある品目の輸出（入）額かあるいは輸出（入）総額を分母にし、FTA を利用した輸出額を分子にした FTA の利用率を「狭い意味での FTA 利用率」とする。また、アンケート調査のように、FTA を利用している企業数を分子にして、輸出入を行っている企業数を分母にし

た場合も、「狭い意味での FTA 利用率」と考えられる。

これに対して、アンケート調査において、分子は同じであるが、分母が輸出入を行っている企業と行っていない企業の合計である場合は、「広い意味での FTA 利用率」と考えることができる。アンケート調査では広い意味での FTA 利用率を求めることができるが、米国、マレーシア、タイ、ベトナムなどの国の輸出入の FTA 利用率においては、残念ながら輸出入を行っていない企業を考慮することができないので、広い意味での FTA を計算できない。

「広い意味での FTA 利用率」は、輸出入を行っている企業だけでなく、行っていない企業も考慮した FTA の利用率であり、将来の FTA の利用拡大の可能性を議論する時に有効である。「狭い意味での FTA 利用率」は、貿易に関心のある企業における FTA の利用状況を示しているので、現時点の FTA の現状や問題点を議論する時に有効な FTA 利用の実態を表している。

2. 高い日本のタイ・インドネシアからの輸入における FTA 利用率

前述のように、「FTA を利用できる品目の輸出（入）額」か、あるいは「輸出（入）総額」を分母にし、FTA を利用できる品目の輸出（入）額を割ることにより、「狭い意味での FTA の利用率」を計算できる。この場合の「FTA を利用できる品目の輸出入額」とは、「関税率差（MFN 税率－FTA 税率）」のある品目を指す。なぜならば、関税率差が無ければ、FTA を活用するメリットが生じないからだ。そこで、実際に 2015 年 5 月より財務省が公表した輸入での FTA 利用額などを用いて、日本のタイとインドネシアからの輸入における FTA の利用率を計算してみたい。

表 1 は、日本のタイ・インドネシアからの輸入における FTA の利用率の算出結果を示している。財務省発表の日本の FTA 利用の輸入額は円建てであるので、同表では、インターバンク・レートを中心値の期中平均でドル換算を行った (A)。それによると、日本のタイからの輸入で FTA

を利用した輸入額は 2013 年で 57.5 億ドル、2014 年で 59.1 億ドルであった。

本稿では、東アジア主要国の関税率表や TRS 表（関税削減スケジュール表、譲許表）から関税率差を求め、「ACFTA/AFTA/AJCEP などの FTA を利用できる品目の輸入額 (B)」を計算している。すなわち、中国の ASEAN からの輸入、インドネシア・タイの中国・ASEAN からの輸入、日本の中国・タイ・インドネシア・ミャンマーなどからの輸入において、「ACFTA/AFTA/AJCEP 等の FTA を利用できる品目の輸入額やその割合」を計算している。

表 1 では、その中で、日本のタイ・インドネシアからの輸入で「FTA を利用できる品目の輸入額 (B)」を活用している。日本のタイからの輸入で利用する FTA は日タイ EPA (JTEPA) であるし、日本のインドネシアからの輸入で利用する FTA は日インドネシア EPA (JIEPA) である。2013 年の日本のタイからの輸入で JTFTA を利用できる品目の輸入額は、2013 年で 60 億ドル、2014 年で 62 億ドルであった。

そこで、「FTA を利用した輸入額 (A)」を「FTA を利用できる品目の

輸入額 (B)」で割って、「FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率 (A/B)」を計算した。いわゆる、本稿で展開している「狭い意味での FTA 利用率」である。日本のタイからの輸入において、FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率 (A/B) は、2013 年は 95.9%、2014 年で 95.3%であった。

同様に、日本のインドネシアからの輸入において、FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率 (A/B) は、2013 年で 89.3%、2014 年で 89.6%であった。日本のタイからの輸入でも、インドネシアからの輸入でも、FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA を利用率は非常に高く、この両国からの

日本の輸入においては、FTA の利用がかなり進んでいることが理解できる。その値の絶対水準が高いので、2013 年と 2014 年の FTA 利用率にあまり変化はなかった。

表 1 から読み取れるインプリケーションとしては、FTA 利用率は、分母に FTA を利用できる品目の輸入額を用いた方が (A/B)、総輸入額を分母にした場合よりも (C)、はるかに高いということである。これは、日本のタイ・インドネシアからの輸入で JTEPA と JIEPA を利用する場合は、関税率が MFN 税率も FTA 税率も「0%」か「0%以外の同率 (例えば共に 5%)」である場合が多く、FTA を利用できない品目 (利用するメリットがない品目) の割合が高いためである。

表 1 日本のタイ・インドネシアからの輸入における FTA 利用率

(単位：100 万ドル、%、CIF)

	日本のタイからの輸入		日本のインドネシアからの輸入	
	2013年	2014年	2013年	2014年
FTAを利用した輸入額 (A)	5,753	5,905	3,202	3,227
FTAを利用できる品目の輸入額 (B)	6,001	6,196	3,584	3,602
FTAを利用できる品目の輸入額を分母にしたFTA利用率 (A/B)	95.9	95.3	89.3	89.6
日本のタイ・インドネシアからの輸入額を分母にしたFTA利用率 (C)	26.1	27.2	11.1	12.6

(資料) 日本の実行関税率表、日本のタイ・インドネシアとの TRS 表、Global Trade Atlas (GTA) GTI、2015 ジェトロ世界貿易投資報告から作成。

つまり、結果として FTA を利用できる品目の割合が低くなり、その中で FTA 利用率が高くなっている。実際に、2014 年の日本のタイからの輸入で JTEPA を利用できる品目の割合は、金額ベースで 29%であり（品目ベースでは 48.9%）、FTA の利用が進んだ結果、「FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率」は高くなっている。

表 1 は日本のタイ・インドネシアからの輸入のケースであったが、表 2 のように、逆のケースであるタイの中国、ASEAN、日本からの輸入における「FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率」も同様に計算できる。

表 2 において、FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした場合の 2013 年の「タイの中国からの FTA 利用率」は 47.0%、「タイの ASEAN

から」は 39.9%、「タイの日本から」は 40.0%になる。したがって、タイの日本からの輸入（日本のタイへの輸出）においては、逆の日本のタイからの輸入のケースと違い、まだまだ FTA を利用できる余地があると考えられる。

これに対して、2013 年の分母に輸入総額を持ってきた場合の「タイの中国からの FTA 利用率」は 25.1%、「ASEAN から」は 23.3%、「日本から」は 17.3%になる。つまり、表 1 と違い、タイの中国、インドネシア、日本からの輸入において、分母に FTA を利用可能な品目の輸入額を持ってきた場合の FTA 利用率は、分母に総輸入額の場合の 2 倍程度にとどまる。これは、タイの日本などからの輸入では、FTA を利用できる品目の割合が、逆の日本のタイからの輸入の場合よりも相対的に高いからである。

表 2 タイの中国・インドネシア・日本からの輸入における FTA 利用率
(2013 年、%)

	中国	ASEAN	日本
FTA を利用できる品目の輸入額を分母にした FTA 利用率	47.0	39.9	40.0
タイの中国・ASEAN・日本からの輸入額を分母にした FTA 利用率	25.1	23.3	17.3

(資料) 国際貿易投資研究所「平成 26 年度 ASEAN 中国 FTA (ACFTA) 及び ASEAN 日本 FTA (AJCEP) の品目別の関税削減効果調査事業結果報告書」第 9 章より作成

3. 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額と品目数～同率か逆転が多い AJCEP の関税率差～

表1では、FTAの利用率を求める際、計算時には分母に「FTAを利用できる品目の輸入額」を用いた。前述のように、このFTAを利用できる品目とは、関税率差(MFN税率－FTA税率)がプラスである品目のことを指す。関税率差がプラスであるということは、具体的には、MFN税率が5%でFTA税率が0%であれば、関税率差が5%であり(MFN税率5%－FTA税率0%)、その分だけ関税額を削減できるので、FTAを利用できる品目となる。例えば、100万円輸入した場合はその5%分の関税額である5万円を削減できる(関税削減額(5万円)＝100万円×(MFN税率5%－FTA税率0%))。すなわち、関税率差があれば、FTAの関税削減利益を享受できるわけであるから、FTAを活用できる品目となる。

もしも、MFN税率とFTA税率との関税率差が0やマイナスであれば、FTA利用による何の利益も発生しないので、FTAを活用できない品目と

なる。具体的には、MFN税率もFTA税率も共に0%であったり、5%であったりすれば、関税率差が0%(MFN税率0% (or5%)－FTA税率0% (or5%))であるので、FTA利用のメリットが生じることがなく、FTAを利用できない品目となる。例えば、100万円輸入しても関税率差がないため関税削減額は0円である(関税削減額(0円)＝100万円×(MFN税率0%－FTA税率0%))。

また、MFN税率が5%であるが、FTA税率がそれを上回る10%であれば、関税率差はマイナス5%となる(MFN税率とFTA税率の逆転現象)。このため、FTAを利用してFTA税率を支払った方がMFN税率を支払うよりも関税支払額は多くなる。例えば、100万円輸入した場合はMFN税率を使えば5万円の関税支払いで済むが、FTA税率を利用すれば10万円の関税額が賦課されるので、関税額を5万円ほど多く支払うことになる(関税削減額(5万円の赤字)＝100万円×(MFN税率5%－FTA税率10%))。つまり、関税率差が0かマイナスの時は、FTAを利用してもメリットはない

図1は輸出入国別のFTAを利用できる輸入額と品目数を描いたものである。ここでの輸出入国とは、中国のASEANからの輸入、インドネシアの中国・ASEAN・日本からの輸入、タイの中国・ASEAN・日本からの輸入、日本の中国・インドネシア・タイ・カンボジア・ミャンマーからの輸入、ミャンマーの中国・ASEANからの輸入、カンボジアの中国・ASEAN・日本からの輸入の17通りの組み合わせを指している。図1はこの17通りの輸出入国別に、FTAを利用できる（関税率差がある）輸入額と品目数を示している。

この中で、中国のASEANからの輸入、インドネシア・タイ・ミャンマー・カンボジアの中国からの輸入では、ACFTA（ASEAN中国FTA）を利用できる品目の輸入額と品目数を表している。インドネシア・タイ・ミャンマー・カンボジアのASEANからの輸入では、AFTAを利用できる品目の輸入額・品目数を表示している。インドネシアの日本との輸出入ではJIEPA、タイの日本との輸出入ではJTEPA、日本の中国・ミャンマー・カンボジアからの輸入では日

本のGSP/GSP（LDC、後発開発途上国向け特別特惠関税制度）、カンボジアの日本からの輸入ではAJCEP（日ASEAN包括的経済連携）を利用できる輸入額と品目数を示している。

インドネシア・タイなどのASEANの国はAFTAだけでなくACFTAを利用して他のASEANからも輸入できるが、本稿の分析では、ASEAN間ではAFTAを利用した場合のみに限定した。実務的には、企業は税関でACFTAの原産地証明を取得する際には「Form E」、AFTAの原産地証明取得においては「Form D」を用いて申請しなければならない。

また、図2は、17通りそれぞれの輸入額と品目数の全輸入額や全品目数に対する割合をプロットしたものである。なお、図1、図2とも、関税率は2015年、輸入額は計算時点では2015年の数字が公表されていないため2014年の数字を用いた。したがって、本稿の各図表は、2015年の関税率の傾向を盛り込んだ結果となる。

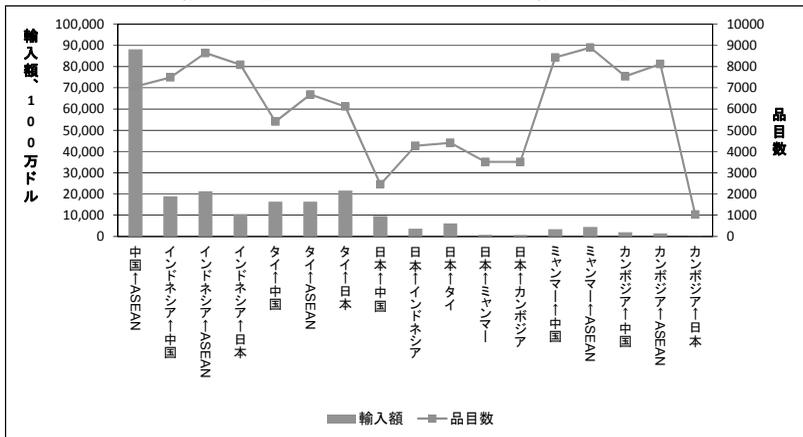
中国、インドネシア、タイ、日本、カンボジア、ミャンマーの輸入品目の総数は、大雑把に言って、各国とも8,200品目～10,000品目の間にある。そ

の中で、FTA を活用できる輸入品目数（すなわち関税率差がプラスである品目）は、図1の折線グラフのように、中国は7,063品目、インドネシアは7,497～8,642品目、タイは5,408～6,687品目、日本は2,453～4,410品目、ミャンマーは8,429～8,897品目、カンボジアは1,031～8,120品目、である。

図1の折線グラフにおいて、左端の中国のケースは中国がACFTAを利用してASEANから輸入する場合のFTAを活用できる品目数を示している。インドネシアの場合は、3つのFTAを利用するケースが計算されている。すなわち、インドネシ

アがACFTAを使って中国から輸入する場合においてはFTAを活用できる品目数は7,497品目、AFTAを利用して他のASEANから輸入する場合は8,642品目、日インドネシアEPA（JIEPA）を活用して日本から輸入する場合は8,089品目ということになる。日本の輸入では、インドネシアとのEPA（JIEPA）利用の場合は4,271品目、タイとのEPA（JTEPA）の場合は4,410品目、中国からの輸入でGSP（一般特惠関税制度）を利用する場合は2,453品目、ミャンマー・カンボジアとのGSP（LDC）を利用する場合は3,512品目となる。

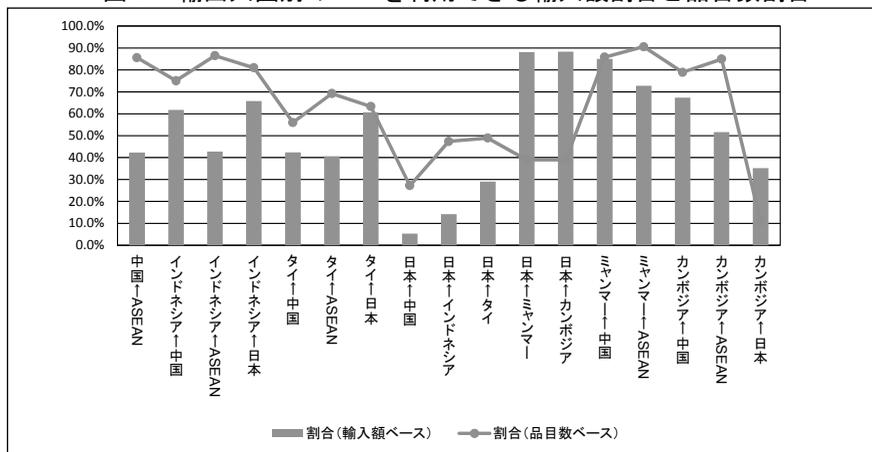
図1 輸出入国別のFTAを活用できる輸入額と品目数



(注) FTA を活用できる品目の輸入額と品目数を計算する場合、関税率は2015年、輸入額は2014年の数字を用いた。本稿では、2015年の関税率の傾向を盛り込んだ結果として説明している（以下の図同様）。

(資料) 各国の実行関税率表、各国のTRS表、Global Trade Atlas (GTA) GTI、から作成。

図2 輸出入国別の FTA を利用できる輸入額割合と品目数割合



(資料) 図1と同様。

図2に示されているように、これらの FTA を利用できる品目数の全輸入品目数に対する割合は、中国、インドネシア、タイでは大体 50% 台後半から 80% 台半ばの水準となる。大雑把にいうと、ACFTA や AFTA を利用できる品目の割合は、6 割から 8 割台である。一方、日本のインドネシアとタイからの輸入に EPA を活用できる品目の割合は 5 割以下で、日本の中国からの輸入で GSP を利用できる品目の割合は 3 割以下、ミャンマー・カンボジアからの輸入で GSP (LDC) を利用できる品目の割合は 4 割ということになる。また、

ミャンマー・カンボジアの中国・ASEAN からの輸入で、FTA を利用できる品目の割合は、8 割から 9 割ということ、非常に高い。

これに対して、カンボジアが日本から輸入する時に EPA (AJCEP) を利用できる品目の割合は 10.8% にすぎない。つまり逆の FTA を利用できない品目の割合は 89.2% であるわけだが、その中身を見てみると、次の 3 つのケースに分けられる。第 1 のケースは、MFN 税率も FTA 税率も共に 0% である場合で、その品目数の割合は 5.3% であった。第 2 のケースは、MFN 税率も FTA 税率も共に

0%以外で同率の場合で(例えば共に5%のケース)、その品目数の割合は64.9%。第3のケースは、MFN 税率よりも FTA 税率の方が高く逆転現象が起きている場合で、その品目数の割合は19.1%であった。

カンボジアが日本から輸入する場合(日本がカンボジアに輸出する場合)は、FTA を利用できる品目の割合はたったの1割にすぎず、多くはFTA を利用できない品目で占められていることになる。これは、日本からカンボジアへの輸出が進展しない要因につながっていると思われる。日本がカンボジアへ輸出する際は、AJCEP を活用することになる。しかしながら、AJCEP の FTA 税率が MFN 税率と同率の品目は7割を超えるし、FTA 税率の方が MFN 税率よりも高い品目の割合は約2割もあるため、AJCEP のメリットがなかなか働かない状況になっている。

このように MFN 税率と FTA 税率が同率か逆転している理由は、AJCEP の関税交渉は AJCEP が発効した2008年よりも前から開始され、その後 AJCEP の関税削減の交渉が進展していないので比較的高い水準

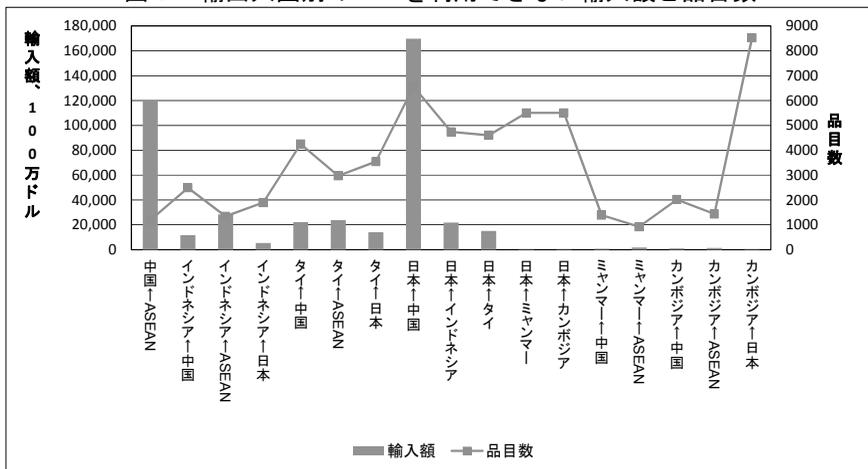
にあるのに対して、MFN 税率の方は関税削減交渉が進み低下したためと考えられる。

本稿では、残念ながら、ミャンマーの日本からの輸入のケース(日本のミャンマーへの輸出)は分析の対象にできなかった。その理由は、ミャンマー側の AJCEP の譲許表(関税削減スケジュール表、TRS 表)が電子版で入手できなかったからである。しかし、ミャンマーの日本からの輸入において、AJCEP を活用できない品目の割合は、カンボジアの場合と同様に高いことは容易に推測することが出来る。

4. 輸出入国別の FTA を利用できない輸入額と品目数

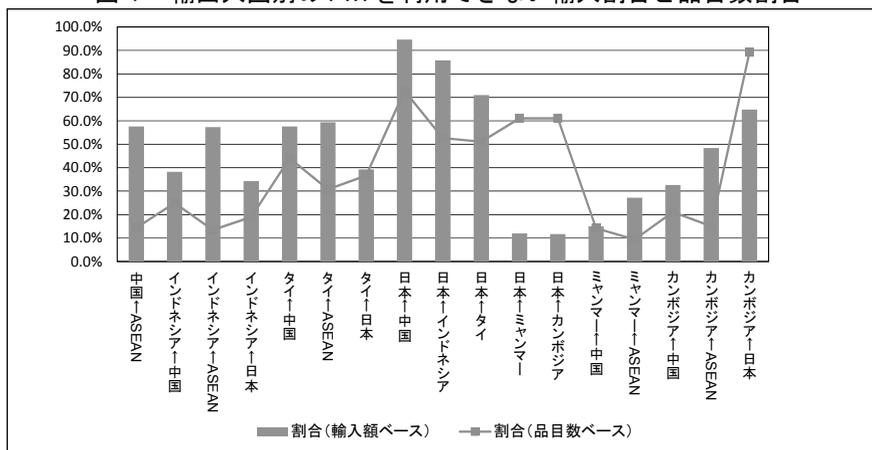
FTA を利用できない品目は、MFN 税率と FTA 税率において、関税率差がない品目や、関税率差がマイナスの品目である。つまり、MFN 税率と FTA 税率が共に0%か、共に10%のように0%超で同じ割合か、あるいは逆転現象により MFN 税率よりも FTA 税率の方が高い品目を指している。

図3 輸出入国別のFTAを利用できない輸入額と品目数



(資料) 図1と同様。

図4 輸出入国別のFTAを利用できない輸入割合と品目数割合



(資料) 図1と同様。

図 3 は、輸出入国別の FTA を利用できない輸入額と品目数を描いている。中国、インドネシア、タイの輸入においては、FTA を利用できない品目は 1,000 品目～4,300 品目の間であることが多い。その輸入全品目に対する割合は、図 4 のように、14%～44%の間にある。つまり、中国、インドネシア、タイの輸入においては、FTA を利用できない品目の割合は、多くても半分以下であった。

これに対して、日本の中国からの輸入で GSP を利用できない品目数は 6,560 品目であり、その割合は 72.8%に達する。日本のインドネシア、タイからの輸入で EPA を利用できない品目数は共に 4,700 品目前後であり、割合は 52%前後である。日本のミャンマー・カンボジアからの輸入で GSP (LDC) を利用できない品目数は共に 5,501 品目であり、割合は 61%である。

なぜ、日本の輸入において EPA/GSP を利用できない品目が多いのかというと、日本の場合は MFN 税率も EPA/GSP 税率も共に 0%であるケースが多いからである。日本の中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジアからの輸入におい

て、MFN 税率も EPA/GSP 税率も共に 0%である品目数はいずれも 3,700 品目である。日本は MFN 税率も EPA/GSP 税率も 0%に削減している割合が高いので、結果として FTA を利用できない（あるいは、FTA を利用する必要がない）品目数と割合が大きいということになる。

ミャンマー・カンボジアの中国・ASEAN からの輸入では、FTA を利用できない品目数は概ね 1,000～2,000 品目であり、FTA を利用できない品目の輸入割合は 9%～22%の範囲であった。カンボジアの日本からの輸入においては、FTA を利用できない品目数は 8,500 品目にも達し、その輸入割合は 89%にも達する。これは、前述のように、カンボジアと日本との EPA である AJCEP において、MFN 税率と FTA 税率が同率か逆転している品目の割合が高いためである。

5. 関税率差別の FTA を利用できない品目の割合

中国と ASEAN との貿易において、ACFTA や AFTA を利用できる品目の割合は、56%～86%であった。また、

日本の輸入に EPA を活用できる品目の割合は 5 割弱であった。この FTA/EPA を利用できる品目の割合において、関税率差が 5%未満、5%～10%未満、10%～20%未満、20%～30%未満、30%以上のケース別の割合を見たのが、図 5～9 である。

関税率差が 5%未満においては(図 5)、中国、タイでは FTA を利用できる品目数の割合は概ね 10%以下であるが、インドネシアで FTA を利用できる品目数の割合は 5 割前後である。日本の中国・インドネシア、タイからの輸入の場合は、FTA を利用できる品目数の割合は 2 割強の割合となり、ミャンマーの中国・ASEAN からの輸入の場合は 30%以上であった。関税率差が 5%未満の品目における FTA を利用できる品目数の割合では、インドネシアとミャンマーの輸入での高さが顕著であった。

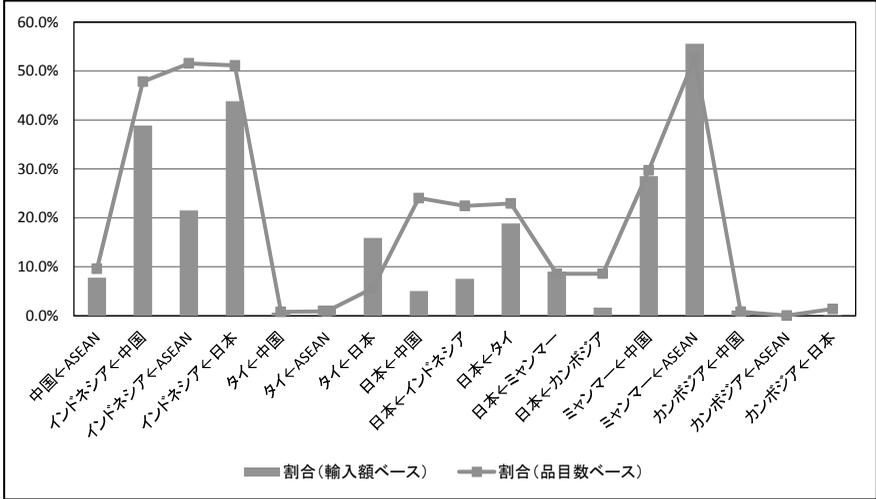
関税率差が 5%～10%未満の場合は(図 6)、中国とタイの ASEAN からの輸入で FTA を利用できる品目の割合が他のケースよりも高く 4 割を超えている。カンボジアの ASEAN からの輸入の場合も、FTA を利用できる品目数の割合は 4 割近い。関税

率差が 10%～20%未満になると(図 7)、中国の ASEAN からの輸入では品目数の割合は 23.5%、インドネシア・タイの輸入では 1 割前後、日本の輸入では 1 割以下であった。

関税率差が 20%～30%未満や 30%以上のケースにおいては(図 8、図 9)、中国、インドネシア、日本とも FTA を利用できる品目の割合は 1 桁に縮まる。これに対して、タイの中国・ASEAN・日本からの輸入においては、30%以上のケースにおいても FTA を利用できる品目数の割合は 15%～20%の高水準である。

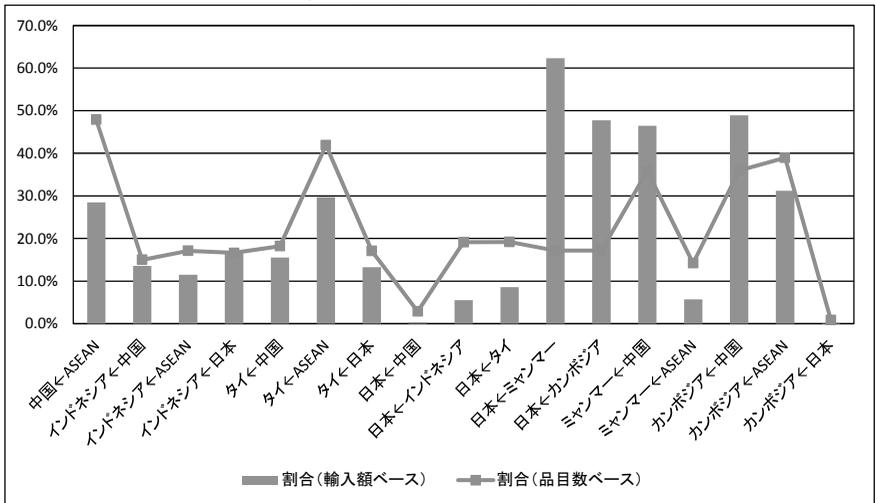
したがって、関税率差別の FTA を利用できる品目の割合では、日本の ASEAN との EPA や中国・ミャンマー・カンボジアとの GSP の場合において、10%以下の比較的低い関税率差のケースの割合が高く、逆にタイでは関税率差が高いケースの割合も高い。また、中国、インドネシア、ミャンマー、カンボジアでは、5%～20%の間の割合が多くなっていることが特徴である。また、カンボジアについては、中国と ASEAN からの輸入で、関税率差が 30%以上のケースの割合もやや多かった。

図5 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合
(関税率差：5%未満)



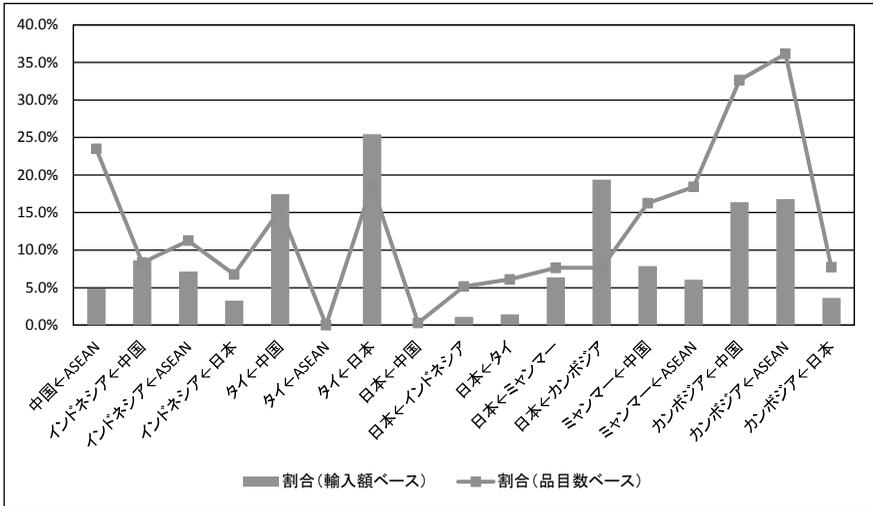
(資料) 図1と同様。

図6 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合
(関税率差：5~10%未満)



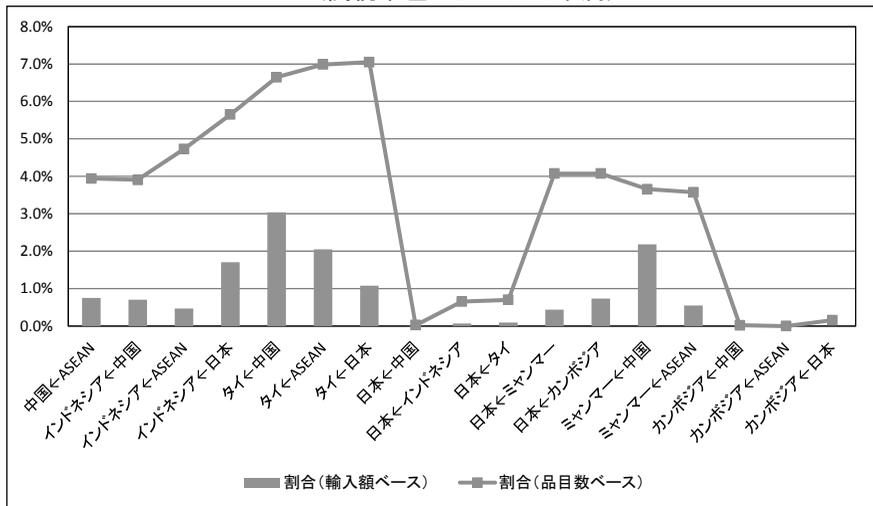
(資料) 図1と同様。

図7 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合
(関税率差：10～20%未満)



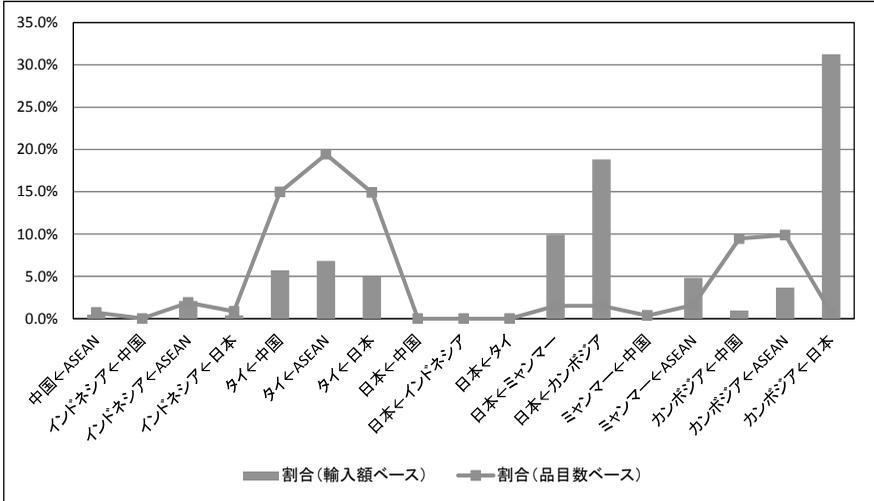
(資料) 図1と同様。

図8 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合
(関税率差：20～30%未満)



(資料) 図1と同様。

図9 輸出入国別のFTAを利用できる輸入割合と品目数割合
(関税率差：30%以上)



(資料) 図1と同様。

6. 関税率差が0かマイナスの場合のFTAを利用できない品目の割合

中国、インドネシア、タイの輸入においては、FTAを利用できない品目数の輸入全品目数に対する割合は、13%~33%の間にあるし、ミャンマー、カンボジアの輸入では大雑把に言えば1割から2割の間にある。また、日本の中国からの輸入でGSPを利用できない品目数の割合は73%、日本のインドネシア、タイからの輸入でEPAを利用できない品目数の

割合は52%前後であった。

FTAを利用できない品目では、関税率差は0%かマイナスである。したがって、図10~図12のように、FTAを利用できない品目において、MFN税率とFTA税率が共に0%である場合、MFN税率とFTA税率が0%以外であって共に同じ割合である場合、逆転現象のためFTA税率がMFN税率を上回る場合の、3つのケース別に品目数割合を求めてみた。

中国、インドネシアのFTAを利用できない品目において、MFN税率とFTA税率が共に0%である品目の総

輸入品目に対する割合は、図 10 のように 10%~13%であった。それがタイの輸入では 3 割前後、日本の輸入では 41%に高まる。ミャンマー・カンボジアの中国・ASEAN からの輸入では、FTA を利用できない品目数の割合は 4%~14%の間であった。なお、中国、インドネシア、タイでは、この MFN 税率と FTA 税率が共に 0%の場合において、その輸入額の輸入総額に対する割合は、品目数の割合よりもかなり高い。

次に、MFN 税率と FTA 税率が 0%以外で共に同じ税率である場合において、FTA を利用できない品目の割合は、図 11 のように、中国、インドネシア、タイでは概ね 10%以下である。これに対して、日本のインドネシア・タイからの輸入では、EPA を利用できない品目の割合は 10%前後、日本の中国からの輸入では 32%、日本のミャンマー・カンボジアからの輸入では 2 割であった。

また、特筆すべきことは、カンボジアの日本からの輸入において、FTA を利用できない品目の内、MFN 税率と FTA 税率が 0%以外で共に同じ税率である品目数の割合が 65%

にも達することだ。これは、前述のように、FTA 税率である AJCEP の関税率が依然として高いままであるのに対して、MFN 税率が ACFTA/AFTA などの交渉により低下し、MFN 税率と FTA 税率が同率になったためと考えられる。

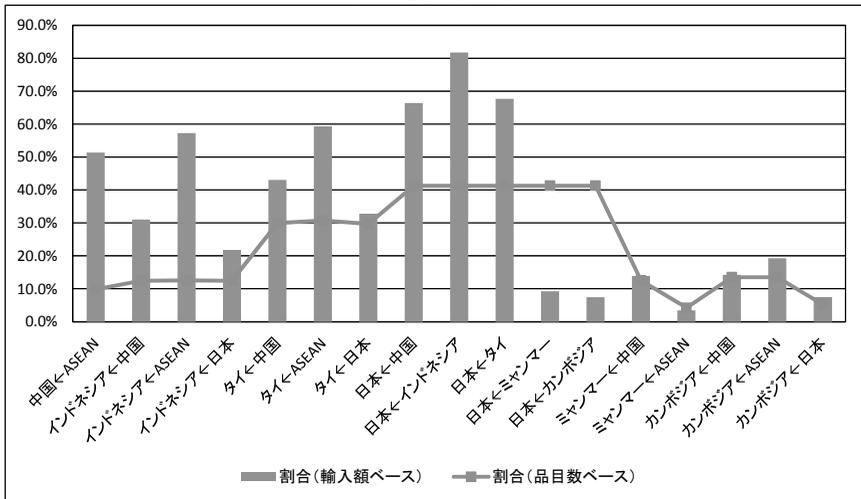
以上から、MFN 税率と FTA 税率が同率で 0%の場合も 0%以外の場合においても、日本の輸入において EPA/GSP を利用できない品目数の割合は、中国、インドネシア、タイの FTA を利用できない品目の割合よりも高いことが理解できる。

一方、図 12 のように、FTA 税率が MFN 税率を上回る逆転現象のため FTA を利用できない事例は、中国の ASEAN からの輸入、インドネシアの日本からの輸入、タイの中国と日本からの輸入、ミャンマーの中国からの輸入、カンボジアの ASEAN・日本からの輸入のケースで見られる。カンボジアの日本からの輸入では、逆転現象のため、FTA を利用できない品目数の割合は 19.1%であり、タイの中国からの輸入では 7.7%、タイの日本からの輸入では 4.2%、そのほかのケースでは 1%以下であった。

MFN 税率と FTA 税率の逆転現象が起きているのは、本稿で取り上げている 17 の輸入のケースにおいて、7 ケースしかない。その 7 ケースの中で、カンボジアの日本からの輸入で生じている品目数は 1,821 品目、タイの中国からの輸入では 742 品目、

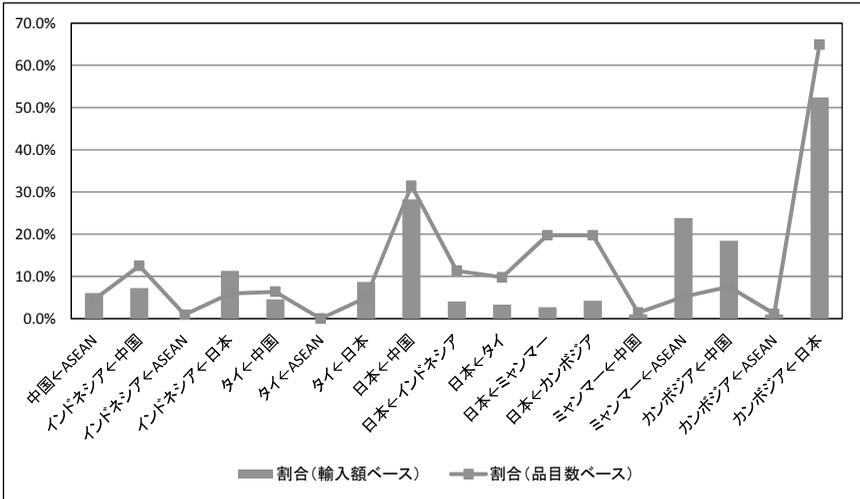
タイの日本からの輸入では 402 品目、インドネシアの日本からの輸入では 63 品目、カンボジアの ASEAN から輸入では 43 品目、ミャンマーの中国からの輸入では 25 品目、中国の ASEAN からの輸入では 10 品目、に達している。

図 10 輸出入国別の FTA を利用できない輸入割合と品目数割合 (FTA 税率が 0%)



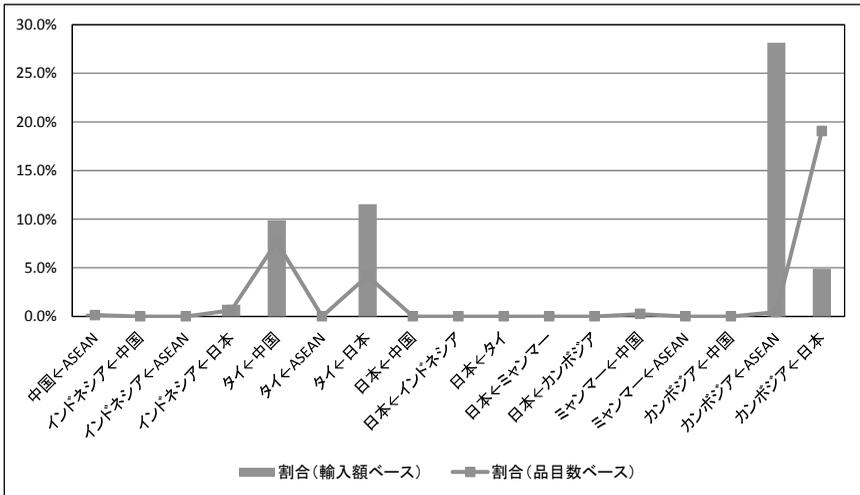
(資料) 図 1 と同様。

図 11 輸出入国別の FTA を利用できない輸入割合と品目数割合
(FTA 税率が 0%でない)



(資料) 図 1 と同様。

図 12 輸出入国別の FTA を利用できない輸入割合と品目数割合
(FTA 税率の方が高い)



(資料) 図 1 と同様。